

① 4月入園申込みについて



令和6年度
練馬区保育利用のご案内

この動画では、令和6年4月からの保育園等の入園申込みについて説明いたします。

目次

- 1 4月入園申込みスケジュール
- 2 申込みから利用までの流れ
- 3 申込みに必要な書類
- 4 書類提出方法
- 5 よくある質問と回答



申込みスケジュール、
申込みから利用までの流れ、
申込みに必要な書類、
書類提出方法、
よくある質問と回答の順に説明いたします。

1 4月入園申込みスケジュール

「保育利用のご案内」

P15～P16



	時期	備考
4月1次 申込み期間	令和5年10月4日(水) ～ 令和5年11月17日(金)	11月15日(水)～11月17日(金)の期間は、 保育課入園相談係窓口の受付時間を19 時まで延長します。 ※各総合福祉事務所は除きます。
4月1次内定発表	令和6年2月14日(水) (予定)	内定・非内定にかかわらず、申込者全 員に通知を発送します。 ※練馬区外在住の方で、非内定の場 合は、住民登録のある自治体から連絡が あります。
4月2次 申込み期間	令和5年11月20日(月) ～ 令和6年2月21日(水)	4月1次利用調整(選考)で非内定と なった方は、引き続き4月2次利用調 整(選考)の対象になります。
4月2次内定発表	令和6年3月11日(月) (予定)	内定した方のみ通知を発送します。 ※練馬区外在住の方は、住民登録のあ る自治体から連絡があります。

令和6年4月入園の申込みスケジュールについてです。

▲4月1次の申込み期間は令和5年10月4日(水)から令和5年11月17日(金)までです。

11月15日(水)から17日(金)の3日間は、保育課入園相談係の窓口のみ受付時間を19時まで延長します。

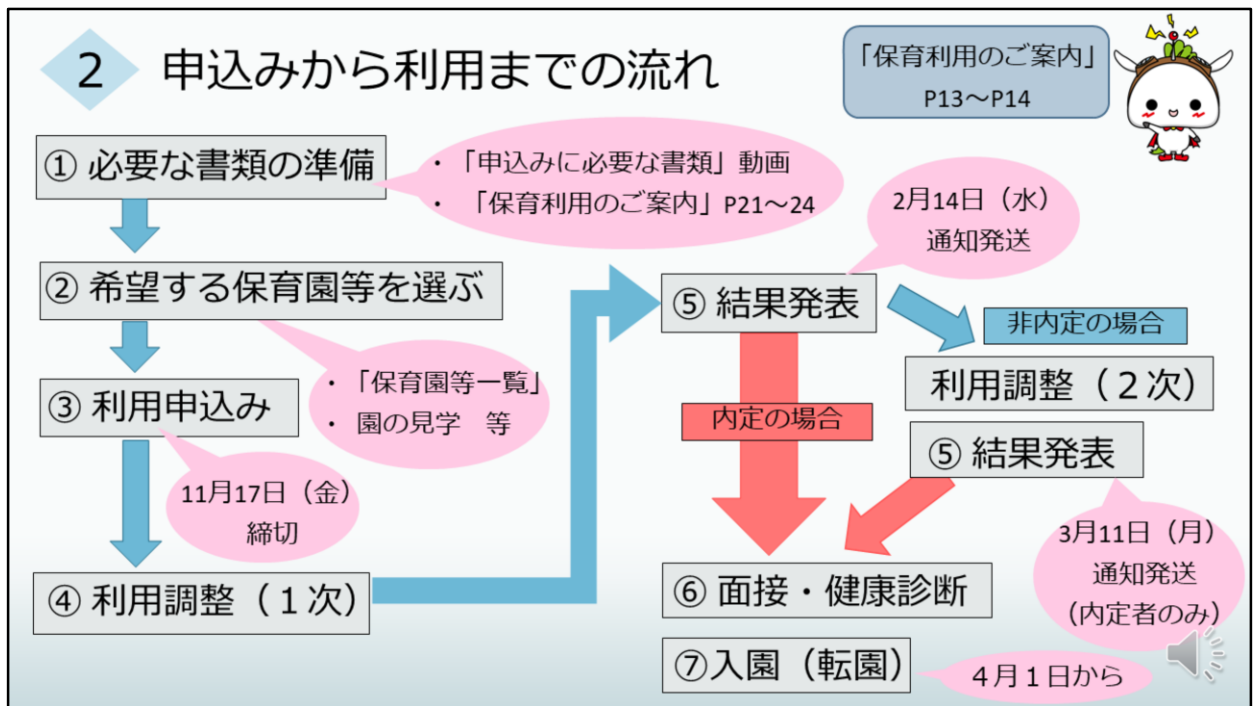
4月1次の利用調整の結果は、令和6年2月14日(水)に内定・非内定にかかわらず、全員に通知を発送します。

発表日前後でお引越される方は、書類の行き違いの可能性があります。転送手続きを行うか、入園相談係へご連絡ください。

4月2次の申込み期間は、令和5年11月20日(月)から令和6年2月21日(水)までです。

4月1次で非内定となった方は、引き続き4月2次の利用調整の対象となります。

4月2次の利用調整の結果は、3月11日(月)に内定した方のみ通知を発送します。



申込みから利用までの流れについて説明いたします。

▲まず、必要な書類の準備をします。申込みに必要な書類は、世帯の状況によって異なります。

▲詳細は、「申込みに必要な書類」の動画をご参照いただくか、「保育利用のご案内」の21ページから24ページに「申込みに必要な書類」について記載がございますので、ご確認ください。

▲次に、希望する保育園等を選びます。保育園等により利用できる年齢や保育時間等が異なります。

▲「保育園等一覧」の冊子をご確認ください。希望する保育園等の事前の見学をおすすめします。見学の実施状況については、各施設へ直接お問い合わせください。なお、保育園等は通いたい順番に記載してください。

必要な書類をそろえて、希望する保育園等が決まりましたら、▲▲申込み締め切り日の11月17日(金)までにお申込みください。

▲申込み締切後、提出書類に基づき、利用調整を行います。

▲▲利用調整後、結果発表を行います。

▲内定連絡後、内定した保育園等で、4月1日までに面接と健康診断を行います。

▲▲すべての手続きが終了したのち、入園となります。

3 申込みに必要な書類

「保育利用のご案内」
P21～P24



1

教育・保育給付
認定申請書兼
保育園等利用
申込書①～⑤

全ての世帯に共通して
必要な書類

2

保育を必要とす
る状況を証明す
るための書類

保護者の状況に応じて
必要な書類
(例) 就労証明書

3

その他世帯の
状況に応じて
必要な書類

(例) 育児休業給付
金支給決定通
知書のコピー

4

利用調整・保育
料決定に使用す
る税に関する書
類

税に関する書類
(例) 課税(非課税)
証明書



申込みに必要な書類について説明いたします。

▲一つ目は、「教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書①～⑤」です。

申込みにあたり、全ての世帯に提出していただく書類です。

なお、申込書⑤マイナンバー関係書類の提出は任意です。

マイナンバー関係書類はなくても入園選考で不利になることはありません。

▲二つ目は、保護者が保育を必要とする状況を証明するための書類です。

就労、出産、病気等、保護者の状況に応じて必要な書類が異なります。保護者それぞれの書類を提出してください。

▲三つ目は、その他世帯の状況に応じて必要な書類です。

育児休業中や、他の保育施設に児童を預け入れている場合等、世帯の状況に応じて必要な書類が異なります。

▲四つ目は、税に関する書類です。

利用調整や保育料の算定で使用します。

令和4年1月1日以前から練馬区に住民登録があり、保護者全員が練馬区で住民税が賦課・決定されている場合、当該書類は不要です。

4

書類提出方法

「保育利用のご案内」

P19～P20



- ① オンライン申請
- ② 郵送
- ③ 保育課窓口
- ④ 各総合福祉事務所（光が丘・石神井・大泉の3か所）

※ F A X ・ メールで提出はできません。

※ 保育課窓口はWeb予約も可能です。

※ 各総合福祉事務所は書類の受理のみ行います。（ご相談はできません。）

※ 練馬区外（海外を除く）在住の方は、お住まいの自治体を通してお申込みください。

※ 練馬区外在住（海外を除く）で申込みされる場合および児童3人以上同時で申込みされる場合、オンライン申請はできません。

書類の提出方法について説明いたします。

書類は、オンライン申請、郵送、保育課窓口、各総合福祉事務所のいずれかの方法で提出してください。

練馬区外に在住している方は、お住まいの自治体を通してお申込みください。

なお、提出方法や提出時期で不利になることはありません。

書類に不備・不足がある際には再提出を依頼する場合がありますので、締切日に余裕をもってご提出ください。

5 よくある質問と回答

Q1：4月1次の申込みをした場合、申込書の有効期限はいつまでですか？
1次が非内定で、2次も引き続き申込みをしたい場合、新たに手続きを行う必要はありますか？

A1：4月1次にかかる申込みをした方の申込書の有効期限は、4月2次までです。4月1次で非内定の場合、自動的に4月2次の選考にかかります。再度申込み等する必要はありません。

(例) 11月1日に4月入園の申込みをした場合 ⇒ 4月2次まで有効



最後に、4月申込みにおけるよくある質問と回答を紹介いたします。
4月1次の申込みをした場合、申込書の有効期限はいつまででしょうか。
また、1次が非内定で2次も引き続き申込みをしたい場合、新たに手続きを行う必要はありますか。

▲4月1次にかかる申込みをした方の有効期限は、4月2次までです。
非内定の場合、自動的に4月2次の選考にかかりますので、再度申込書等を提出いただく必要はありません。

Q2：4月2次で希望園を変更する場合は、どのような手続きを行う必要がありますか？

A2：申込締切日（令和6年2月21日（水））までに、『保育園等利用申込内容変更届』をご提出ください。

※追加したい保育園等だけでなく、希望するすべての保育園等をご記入ください。



4月2次で希望園を変更する場合は、どのような手続きを行う必要がありますか。

▲申込締切日までに、『保育園等利用申込内容変更届』をご提出ください。
なお、追加したい園だけでなく、希望するすべての園をご記入ください。

Q3：4月1次で非内定でした。認可保育園や地域型保育事業以外に、預け先の候補はありますか？

A3：認可外保育施設（認証保育所、企業主導型保育施設等）や練馬こども園等があります。

※ 認可外保育施設は練馬区では申込みを受け付けておりません。
各施設へ直接お問い合わせください。



4月1次で非内定でした。認可保育園や地域型保育事業以外に、預け先の候補はありますか？

▲認可外保育施設や練馬こども園等があります。

▲なお、認可外保育施設は練馬区では申込みを受け付けておりませんので、各施設へ直接お問い合わせください。

Q4：4月1次に内定したのですが、辞退して、4月2次から再度申し込むことは可能ですか？

A4：可能です。『保育園等内定辞退届』と『利用申込書』が必要です。

※1次の内定を確保しながら2次の申込みをすることはできません。上記の1次辞退の手続きを行った上で、再度2次の申込みをしていただきます。



4月1次に内定したのですが、辞退して、4月2次から再度申し込むことは可能ですか？

▲可能です。『保育園等内定辞退届』と『利用申込書』が必要です。

▲なお、1次の内定を確保しながら2次の申込みをすることはできませんので、ご注意ください。

1次辞退の手続きを行った上で、再度2次の申込みをしていただきます。

以上で、「4月入園申込みについて」の説明を終わります。